

平成30年9月10日（月）

○議長（岡 弘悟君）順番3、7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）それでは、一般質問を通告に従いまして行います。

今回、2件ありまして、1件は橋本市地域公共交通・コミュニティバス・デマンドタクシーについてでございます。

日本共産党橋本市委員会が実施いたしましたアンケート調査で、コミュニティバスやデマンドタクシーにたくさんの要望がございました。特に、バスの本数を増やしてほしい、バス停を増やしてほしい、それから、現状の運行では運転免許を手放せない、また、高齢者や足の不自由な方のために、もっと便利よくしてほしい。それと、デマンドタクシーの利用はバス停まで行けない、デマンドタクシーも毎日運行してほしい、何で国道24号にコミュニティバスが運行していないのか、などいろいろです。

もう10年もしたらどうなってしまうのかという市民の声が不安として出てきています。抜本的な見直しを、今、必要ではないかと思えます。

そこで、二点お聞きします。

一点は、昨年12月にデマンドタクシーが導入され、新しい交通体系がスタートしました。9カ月間の実施でどのようなことが明らかになったのか、また、現状認識をお聞きしたいと思います。

二つ目に、本年3月議会で3番議員の質問に対し、昨年度3月に橋本市地域公共交通網形成計画を作成し、本年30年度においては再編実施計画を策定予定という答弁がありました。再編実施計画の内容について説明していただきたいと思えます。

二点目の大きな項目ですが、太陽光発電・メガソーラー設置問題について、お聞きします。

再生可能エネルギーの導入、普及は温暖化抑制のためにも重要な課題であり、一層の推進が求められていることは周知のことです。太陽光発電・メガソーラーの設置に対しては、防災上の問題、設備の安全、住環境への影響、景観との調和など、重要な問題がクリアされなければなりません。

太陽光発電施設設置事業者が地域住民と共存していくためには、地域住民との合意が重要です。事業者として法の遵守はもちろんのこと、道義的責任が求められるのではないのでしょうか。

それで、質問二点をお聞きします。

最近、市内に太陽光発電施設設置計画が広がっています。設置場所で住民との合意が得られていない地域があります。それぞれ市当局や担当課に対して、不安や設置反対の要望が出ています。当局の見解をお聞きしたいと思います。

二点目に、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が本年6月22日に施行されました。その他さまざまな法に基づいて太陽光発電設置が許可されていくわけですが、全国的には、市町村によって独自の条例を制定し、地域住民の意向が反映されるようにしています。

本市でも、市民の安心・安全な住環境を守るまちづくりのために、橋本市太陽光発電施設設置条例を提案したいと思います。当局の見解をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ここでの質問は以上でございます。どうぞ

よろしくご回答お願いいたします。

○議長（岡 弘悟君） 7番 高本君の質問項目1、地域公共交通・コミュニティバス・デマンドタクシーに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君） 橋本市地域公共交通・コミュニティバス・デマンドタクシーについてお答えします。

昨年12月から実施したコミュニティバスの一部見直しとデマンド交通の試験的な導入については、本年6月議会の3番議員の質問でもお答えしたように、効率的で持続可能な運行を継続するための一つの取り組みとして、コミュニティバスルート短縮による利便性や、道路狭隘な箇所や利用者が少ないバス停が連続する地域について予約型デマンドタクシーの使い勝手等を検証することを目的に導入したところです。

一点目の、昨年12月に導入したデマンドタクシーの9カ月間の実施で明らかになったこと、また、現状の認識についてのご質問にお答えします。

デマンドタクシーの利用状況は、6月議会で3番議員のご質問の際に4月までの利用者数をご説明しましたが、12月では4ルート合計21人、1月は46人、2月は34人、3月は26人、4月は30人、5月は18人、6月は14人、7月は23人の利用人数で推移し、利用の多い月、少ない月がある状況です。

また、ルート別では東ルートが12月から7月までで32人、中ルートは85人、西ルートは36人、北ルートは59人となっています。

バスからデマンドタクシーへの乗り継ぎの状況ですが、12月から3月までで4ルート合計で4人、4月から7月までが16人となり、デマンドタクシーが導入されてから23人の乗り継ぎがありました。

また、各ルートそれぞれに停留所はたくさんありますが、運行開始以来現在までのところ、一度も利用されていない停留所もあり、乗りおりに利用される停留所は概ね固定しつつある状況です。

しかしながら、デマンドタクシーの利用実績は地域の状況や利用目的、乗り継ぎ場所の状況など、それぞれのルートごとに差異があるため、単純な比較ではかかってしまうことはできないと考えています。

6月から7月に実施した地域懇談会では、議員おただしのおり、運行日が月水金の隔日で1日4便は不便との意見もあり、毎日運行と増便を希望する声が大きく、今後の見直しでは、コミュニティバスを含め、デマンドタクシーの抜本的な見直しが必要であると認識しています。

次に、二点目の再編実施計画の内容についてお答えします。

本市の公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえ、持続させることを目的に、平成28年3月に橋本市地域公共交通網形成計画という総合計画を作成いたしました。その総合計画の目的である、交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、将来的に持続可能な公共交通網を再構築するための当面の具体的な個別計画を再編実施計画といたします。

今回策定予定の再編実施計画では、国道24号を走行する東西幹線の実現や、路線バスとコミュニティバスとの運行競合の解消並びに長大なコミュニティバスのルート短縮や運行本数の充実をめざしています。

また、地域懇談会や乗降調査などの意見を反映し、市民生活の利便性の向上を図り、効率的で一体的な交通サービスの実現を図るため、交通事業者や関係機関との協議を進め、平成30年度末までの策定に向けて取り組んで

います。

また、再編実施計画の実施は平成31年の秋をめどに考えていますので、その推進に関し、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

この際、7番 高本君の再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

7番 高本君、再質問をお願いいたします。

○7番（高本勝次君）そうしたら、はじめにお聞きします。

一点目は、平成29年度の運行経費と国庫補助金についてお尋ねしたいと思います。

それと一緒にもう一点、再編実施計画の件、作成中ですが、それを実施した場合の国庫補助金はどれだけ出るか予想しているかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）平成29年度の国庫補助金ですけれども、1,295万4,000円。それと経費ですけれども、コミュニティバスが4,527万4,000円、デマンドバスが28万1,580円となっております。

それと、再編実施計画を実施した場合の補助金の額ですけれども、あくまでも試算ですけど、2,026万9,000円。平成31年から平成33年を予定しております。

それと、あと、先ほど私、壇上のほうで、バスからデマンドタクシーの乗り継ぎの人数につきまして、12月から3月までの4ルート合計の人数を4人と申しましたけれども、

正しくは7人となっております。訂正して御詫びいたします。どうも申しわけございませんでした。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、次にお聞きします。

コミュニティバス、デマンドタクシーの抜本的な見直しが今すごく求められています。現在、国道24号は路線バスが走っていませんが、国道24号における公共交通のあり方についてどのように対応されるお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）国道24号ですけれども、橋本駅から隅田を向いては路線バスが走っていると思います。そういった関係で、コミュニティバスは走っておりませんが、現在、高野口駅から橋本駅につきましては路線バスは走っておりません。そういうことで、先ほど壇上でも答弁しましたように、コミュニティバスの東西線について検討を進めたいと思っております。

ただし、これにつきましては市民病院の送迎バスとの関係がありますので、それが調整がかなえばということになりますけれども、東西線の中で国道24号部分のコミュニティバスの運行を検討したいというところです。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）以前から国道24号の路線バスが少しでもあったら無理だということだったんですが、ぜひともこれ、かなり私もいろいろたくさん意見を聞いておりますので、ぜひともコミュニティバスが実現できるようにしていただけるようにしてほしいと思います。

その次にお聞きします。デマンドタクシーの利用状況についてお聞きしますが、今、答弁の修正があったのがちょっと計算していま

せんが、答弁にありましたように、昨年12月から今年7月までの8カ月間で、4ルート合計で212人、今、3人ほど違っていただけ、それ抜きで聞いてほしいと思います。1カ月にすると27人です。それを4ルートで割ると、1ルート平均、1カ月7人という利用者になります。1週間で2人弱の利用ということになります。

これはあまりにも少ないです。この利用者数は当局の想定どおりになっていたのか、想定外というふうに捉えているのかをお聞きしたいと思います。

地域懇談会でも出ていますように、現状では不便で、1日の増便と毎日運行への見直しの要望がかなりたくさん出ております。見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）デマンドタクシーの利用が少ないということで、それが想定範囲内かということですが、利用状況を見ますと、やはり少ないというふうなことが印象です。

それで、少ない要因といたしましては、予約しなければならぬ点ですとか、月水金の運行で便数も少ない、そういうところがあるかと思うんですが、これにつきましては、地域懇談会も開催しております、いろいろな意見をいただいております。

例えば、デマンドタクシーが予約しなければならぬので不便でありますとか便数を増やしてほしいとか、そういうようなお話がありますので、こういった内容も踏まえまして、再編実施計画の中で利便性の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）便数が少ないことと毎日運行の要望がかなり多いということで認識されていると思いますので、その方向で今度

の見直しをお願いしたいと、ぜひともそうするようになっていただかないとだめだと思います。

そうしたら、次に、デマンドタクシーはコミュニティバスに乗り継ぎするようにしましたが、乗り継ぎの利用者は8カ月間で4ルートで合計23人です。主にどいったところで下車しているか、わかっている範囲でお聞きしたいと思います。

結局、デマンドタクシーの利用者は乗り継ぎをしないで利用していることになります。デマンドタクシーのバス停を増やしていくことも、利用者が行きたいところへ行くという希望に応えることになると思いますが、バス停を増やす計画を考えておられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）デマンドタクシーのご利用ですけれども、例えば東ルートでいいますと、平野公民館前から市民病院という利用が多いような状況になっております。それと、北ルートですと紀見峠駅から城山台、光陽台から紀見峠駅ですとか、あと、中ルートですと上吉原から御幸辻、西ルートですと吉原北から公民館と、こういった利用が多いということです。

バス停の増設につきましては、先ほども壇上で答弁いたしましたけれども、利用が少ないようなバス停もありますので、そういったものの廃止、また、もし増やさなければならぬということがあれば増やすこともありますけれども、基本的には、整理して、できるだけご利用いただけるバス停を確保していくというようなことで、バス停というかデマンドタクシーの乗降場を確保したいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）いろいろ市民の皆さん

の声を聞きながら、増便のほうをお願いしたいと思います。

それではお聞きしますが、デマンドタクシーの運行方法について、提案も含めて質問いたします。

全国のいくつかの地域でデマンドタクシーの実施状況を、私、調べてみました。自宅まで来てもらえるデマンドタクシーを調べたところ、例えばなんです、三重県熊野市では、自宅から目的地までと目的地から目的地まで、目的地から自宅までと3通りの利用方法がありまして、1日7便、土日を除く運行で料金は300円です。

大分県豊後大野市のデマンドタクシーは、ドアツードアを自宅まで来てもらえるということで、帰りの予約は行きの車内でもオーケーということで、料金は300円から600円です。

それと、兵庫県赤穂市は、利用者の登録が必要ですが、自宅まで来てもらえます。1日6便、日曜日と年末年始以外は利用できるということで、料金は300円。

静岡県富士宮市は、自宅から駅や病院、商店街まで行ってもらえます。料金は200円から1,000円で、住まいのエリアによって変わってくるということでもあります。

埼玉県白岡市は、利用者登録はここも必要ですが、自宅ではないが、ごみ集積所まで来てもらえます。ごみ集積所だったら、たいがいご自宅の近くだと思うんですが、1日8便、土日除く運行で、料金は500円です。

そういったことで、それぞれ自宅から公共施設、医療・福祉・商業施設へ行くルートをつくっております。公共交通機関のない地区や高齢者などの移動が困難な方のために、自宅まで送り迎えするデマンドタクシーとして実施しております。

本市のデマンドタクシーは他市と比較して、交通機関のない地区や高齢者など移動が困難

な方には利用しにくい状況にあると私は思いますが、いかがでございましょうか。認識をお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）デマンドタクシーにつきましては、先ほども言いましたように、予約が必要であるですか、停留所につきましても旧のコミュニティバスの停留所を利用しているところが多いということで、コミュニティバスとの接続も必要となるということで、長距離、遠くへ行く場合にはどうしても乗り継ぎが必要になるというふうなケースがございます。そういったことで利用しにくいというようなこともあります。

そういうことは十分認識しておりまして、今はまだ実証実験の段階ですので、そういったいろいろな課題も整理しながら、今度の再編実施計画の策定に向けて取り組んでいきたい、利便性の向上のために取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）デマンドタクシーが自宅まで来れるようにできないかということも含めて検討されるんでしょうか、お聞きします。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）自宅までというふうなお話ですけれども、基本的に、橋本市の公共交通の場合は、中核はやはりJRですとか民間の路線バスが担っていただきまして、その空白部分をコミュニティバスあるいはデマンドバスで埋めているということで考えておりますし、そういう形を今はとっております。

それで、デマンドタクシー、家まで行く、あるいは遠くまで行く、時間も無制限にする、そういうふうになると、かなり利便性は向上するんですけれども、やはり税金のほうもか

なり投入しなければならないということで、やはりコミュニティバスを利用しているお客さんから比べますと、どうしても不公平感が出てしまいますので、そこら辺についてはやはり税金を投入している以上、不公平感をなくすという取り組みが必要であると思いますし、経費的にもたくさんかかるのではないかとこのように考えております。

したがいまして、自宅までというのは難しいというふうに、今は考えていないということでございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、お聞きします。

高齢者ではなかなかバス停まで行きにくいという方もかなりあるんです。コミュニティバスのときにそうした人たちが、山間部の人たちでいいますと、バス停まで行きにくいから乗っていない。利用者が少ないというのは、乗れないという、乗りにくいという条件があるからなんです。だから、そういう意味で、本当にこの自宅まで行くということをやっぴりしてあげなかったら、それこそ普通に乘っておられる方とかで差があるように思いますので、やっぱりそういう困難な方のためにどうすればいいかということをお聞きしたいと思うんですけど。

だから、高齢者、それから体の不自由な方もおられるしということで、そうした人たちに対しては、現状それをどないかしていこうという考えは、どうしたらいいんでしょうか。現状、財政的な問題でおっしゃるけども、それで解決できない問題があると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）あくまでもデマンドタクシーにつきましては停留所まで来ていただくということで現時点では考えておりま

す。それで、どうしても自宅までというふうな方で、どういった対象の方、例えば介護が必要な方ですとか障がいを持っておられる方とかいうことでしたら、それぞれ福祉サービスのほうがございますので、目的に応じては送迎等もございますので、そういった別のサービスをご利用いただいて、デマンドタクシーにつきましては、基本的に停留所まで来ていただくということで今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）介護で要支援1・2は介護タクシー頼めないんですね。そういう要支援1・2でやっぱり特に不自由な方がおられると思うんです。介護の認定にならない方の中で。だから、そういう意味で、介護タクシーを頼める方はいいんですけども、ほんまに際どいところで要支援1・2の方は無理なんですよ。そういった人たちにどうしてもあそこまで来いと言うことはちょっとどうかと思うんですけど、その辺のお考えをお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（岡 弘悟君）ちょっと意見が食い違っているというか、うまく機能していないんですけども、基本的にデマンドタクシーの位置づけは、今の橋本市の行政ではバスです。バスの位置づけでやっていますので、それに対して総務部長が答えているのは、バスという位置づけなので、家のところまで行くタクシーではないので、停留所を設けてそこから移動しているという話になっていますので、その辺の認識をもうちょっと詰めていただかないと、これは議論が全くかみ合わなくなってきましたので、バスという認識のもとで、もっと利便性をよく、タクシーのように使えないのかという質問であるならば答えられると思うんですけど。今はもう、橋本市の行政としてはバスという認識のもと行っております。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）先ほど例で申し上げたところは、やっぱりタクシーの利便性を使って、これだったら自宅まで行けるということでやっていると思うんです。だから、タクシーの利便性を生かして、そういう困難なところへ行ってあげるということは、やっぱり市としては当然考えるべきじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）現行のデマンドタクシーにつきましては、従来からのコミュニティバスの中で利用が少ない路線ですとか、あるいは道が狭い路線について、バスのかわりにタクシーが運行するということで実施しております。

ということで、基本はバスのかわりにタクシーを使っているだけでありまして、基本的にはバスでの運行ということで、先ほど来言っていますように、停留所まで来ていただくのが原則というふうな形です。

仮にフルデマンドで、非定時、非定路線、そういうふうなことをおっしゃっているのだしたら、やっぱりそれにつきましては、先ほども言いましたように、コミュニティバスをご利用の市民の方から比べますと、やはり不公平感が出てしまいますので、税金を投入している以上はやはり難しいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、お聞きします。

本来、デマンドタクシー、昨年12月から新しい運行体系になって、なる前は全部コミュニティバスで運行しておって、乗る人が少ない、特に山間部のところはそうだったんだと思うんですけども、それはなぜそういった山間地の人たちがコミュニティバスに乗らな

ったかという、どういう理由で乗らなかったことが起こったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）山間部の方がご利用が少なかったというのは、やはり遠方になりますので利用時間がかかってしまいますとか、どうしても人口が少ないというのがそもそも利用が少ない理由でもあるかと思うんですけども、コミュニティバスの利用よりも、例えば自家用車で行くとか、そういうことを優先されてご利用されたのかなというのもあるんですけども、そういった利用時間が長い点ですとかそういうことでご利用が少なかったのかなというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、高齢者で移動が困難な人、もうそんな人はほぼないというような見方ですか。今、答弁で言うてたのは、そんな人がおらないような言い方されるような認識されているんですか。

コミュニティバスの運行の条件であるかのように言うんですけども、それだけですか。

○議長（岡 弘悟君）いや、高本議員、総務部長はそういったことはおっしゃられてはいですよ。

整理いたしますと、先ほどの山間部の方は利用時間が長いから、あと、もちろんもとの人口が少ないから乗りおりされることも少ない。あと、自家用車のほうが便利だからそれを使う方もいらっしゃるなど等のことを考えて、簡単にいえば、コミュニティバスが不便だから使わなかった方が多いんじゃないかなというお話はされましたけども、そういう、今、高本議員がおっしゃったような話では全くないです。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私が聞いている、今言

った山間地の地域の人たちは、やっぱり不自由だからバス停までとても行けないという声  
が実際にありますので、そういった人たちの  
ためにという思いで言うてるんですけども、  
その辺はそこまで手を差し伸べるのは難しい  
ということですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）先ほどから繰り返し  
申し上げていますとおり、コミュニティバス  
とデマンドタクシーにつきましては、あく  
までもバスということで、バス停まで来て  
いただくのが原則となっております。

それが行けないという方ですと、例えば  
介護保険のご利用ですとか、障がい者の福祉  
タクシーのご利用いただきますですとか、ある  
いは、有償のそういった送迎のシステムもご  
ざいますので、そういったものをご利用  
いただいて、できるだけ、施設の利用です  
とかそういうのに支障がないようにして  
いただきたいというふうに考えております。

私どもはあくまでもバス停まで来て  
いただきたいというのが原則となっております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、お聞き  
します。

今回、本市で今、策定予定になっています  
再編実施計画には、コミュニティバスのル  
ート短縮、運行本数の充実、地域懇談会や乗  
降調査などの意見を反映し、市民等の生活利  
便の向上を図るということとなっております  
が、生活利便の向上を図るというなら、ぜ  
ひデマンドタクシーは高齢者などそ  
ういった移動が困難な方のために自  
宅まで行っていただきたいという  
のが、繰り返しますが、思います。

現在の利用者は、平均、1ルート1週  
間で2人弱。もう乗り継ぎもほとんど  
利用していない状態で、自宅まで  
行くことは、こういった状況から  
すれば、そんな時間かかることも

ないし、自宅まで行くことは十分、  
現状の状況ではできないのではない  
かと思いますが、この観点では  
いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）デマ  
ンドタクシーのご利用が少ないこと  
につきましては、まだ決定はして  
おりませんが、例えば利用便数  
の増便ですとか隔日であるのを  
毎日ですとか、そういった方法  
である程度の利用の増というの  
は見込めるかなというふうに  
思います。

家まで行くような、そういう  
デマンドタクシーについては  
現在考えておりませんが、ご  
理解いただきますよう、よろ  
しくお願いします。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今、私  
申し上げた、現状、デマ  
ンドタクシーの運行の、1週  
間で2人弱と。時間がもの  
余ると思うんですが、時間  
がかかるということは余  
分に、自宅まで行く  
と時間がかかることは  
ないと思うんです、物  
理的な問題で。それで、  
その検討する余地が  
そこでないんでしょう  
か、お聞きしたいと思  
います。

○議長（岡 弘悟君）いや、  
高本議員、今、時間の  
話ではなくて、今、  
総務部長は、自宅  
まではフルデマ  
ンドのような形は  
とらないです  
けども、今ある日  
数を増やすだ  
とか、あと、  
その他のサー  
ビス向上によ  
り、市民の皆  
さんの利便性  
を上げていく  
ように図って  
いきたいとい  
う答弁があ  
ったので、  
ですので、  
その時間  
がかかる  
とかか  
からない  
という  
ような  
話は  
出  
て  
い  
な  
い  
ん  
で  
す  
け  
ど  
も、  
そ  
れ  
は  
ま  
た  
再  
質  
問  
し  
て  
い  
た  
だ  
け  
ま  
す  
か。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）当然、  
本数、日数、毎日運行  
ということ  
でやっ  
て  
い  
た  
だ  
け  
た  
ら、  
そ  
れ  
は  
そ  
れ  
で  
す  
ご  
く  
改  
善  
さ  
れ  
る  
と  
思  
い  
ま  
す  
の  
で、

その方向で改善していただきたいと、くれぐれも申し上げたいと思います。

それで、お聞きしたいんですが、再編実施計画なんですけど、これ平成31年度の秋頃に実施されるという予定ですが、これ実施した後ですが、やっぱり見直しとか再度検討する必要が出てきた場合に変更できる可能性はあるんですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）再編実施計画につきましては、今年度策定いたしまして国の認定を受けましたら、5年間実施しなければならないというふうになっております。

ということで、原則は5年間その計画に基づいて実施していくというような形になるかと思っております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今、答弁いただいたように、今回、平成31年度秋から実施するとすれば、5年間変更できないということになります。5年間変更できないということは、いろいろその間、利用者、市民からいろんな要望とか苦情とかあった場合に対応できない。

そういった意味では、計画案が出た時点で、地区ごとに説明会を実施して、さらなる見直しが必要な場合は、無理に計画案を押し切らず、見直しをして再編実施計画を決定していく必要、市民のご理解を得られながらしていくべきであると思うんですが、その辺ではいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）再編実施計画の策定にあたりましては、地区懇談会ですとかアンケート等、乗降調査も行いまして、そういう中でネットワーク協議会の中で策定をさせていただくわけで、計画につきましては、できる限り市民の皆さまにご周知いただけるよう取り組んでいきたいというふうに考えており

ます。

実施計画自体の変更につきましては、国との協議等もございますので、今この場では何とも言えませんけれども、できるだけ変更が必要でないような計画をつくっていただければというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）より一層、内容が変更を繰り返されないようにしていかなあかんと思うんですが、そういう意味で、各地区ごとにやっぱりいろいろ住民の声を聞いていただけるような説明会とかそういった機会を必ず持つていただくようにしないとだめだと思うので、そうしていただくように、くれぐれもよろしく願いいたします。

この件はこれで終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、太陽光発電・メガソーラー設置問題に対する答弁を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）太陽光発電・メガソーラー設置問題にお答えします。

議員もご承知のように、太陽光発電は発電時に温室効果ガスを排出せず、エネルギー安全保障にも寄与できる重要なエネルギー源とされています。

太陽光発電設備を設置する場合、規模や土地の状況にもよりますが、宅地造成等規制法、景観法、農地法、森林法等に基づき規制しているところでありますが、発電設備そのものを規制するものではありません。

平成24年7月に固定買取制度が始まり、再生可能エネルギーの導入が大きく進んでいますが、その中でも太陽光発電設備は急増しており、景観や自然環境、防災などにおいて懸念する地域とのトラブルが生じています。

こうしたことから、和歌山県では、比較的

大きな太陽光発電事業について、住民の理解と環境との調和を確保し、和歌山県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とした和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例を制定し、平成30年6月22日から全面施行されています。

ただし、条例施行日以前に着工された発電施設や出力が50kw未満の発電施設については本条例の対象外となり、条例に基づいて規制することができないため、本市においても対応に苦慮しており、和歌山県に対しても何らかの対応策を講ずるよう要望しています。

次に、橋本市太陽光発電施設設置条例の提案についてお答えします。

全国的に見ると、市町村で独自に太陽光発電施設に係る条例等を制定し、対応を進めているところもあります。本市においては、太陽光発電事業による市民の不安を少しでも軽減するため、条例等の制定に向け、現在、準備を進めているところです。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、はじめにお聞きします。

資源エネルギー庁のこういった説明があります。太陽光発電事業計画策定ガイドラインというのがあるんですが、資源エネルギー庁から出しているものですが、そこでは地域との関係構築という項目がありまして、次のように書いております。

事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。説明会の開催や戸別訪問など具体的な対応方法について自治体と相談するように努めることとなっています。

当局もご存じのように、隅田町下兵庫の予

定地、市協の予定地、応其平山城の予定地についてお聞きします。これらの計画の事業所は、ガイドラインで示されているように、事業計画の初期段階から説明会などの具体的な対応方法について当局へ相談に来られたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）今、議員のほうから提示のあった3箇所については、市のほうへの事前協議等はありません。発電施設の設置に関しての事前協議というのはありません。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）本件3件のうち下兵庫と市協に関しては、農地でありましたので、農地転用の必要が生じます。そういった関係で、農業委員会前にこの下兵庫と市協のほうからは事前にお問い合わせがありました。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今、答弁ありましたように、事前の相談を来られていないと。そういう意味ではガイドラインから外れているということですね。事業者はわかっておられるのかわかってないのかあれなんですけども。

お聞きします。

平成30年3月に出された橋本市環境基本計画では、アンケート結果がいくつか書かれておりました。その中に、望ましい環境像についてという質問に対して、自然の緑や川が大切に守られているまちというのが82%で一番多かったです。その次が公共交通の便利なまちというのを希望されるのが76%でした。そして、身近な自然環境が悪くなったと思うかという質問に、開発により里山や農地、河川など身近な自然が減少したと思うというのが40.5%ございました。

それと同時に、まちづくりの個別目標の一

つにということで書かれていましたが、太陽光発電設備の設置と自然環境の調和、規制という環境施策がこの中に書かれておりました。

そういう意味で、この橋本市環境基本計画から見てみますと、今回のこの民間事業者が進めている太陽光発電設備設置計画はどのような認識で受けておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）もともと国が策定したFIT法なんですけれども、これについては東北の大震災、また、福島原発の被害を受けたことで、国のほうで再生可能エネルギー、これを進めるということで策定されたものです。

やはり今後、化石燃料からの脱却、また、温室効果ガスの削減、それと原子力発電所については削減していく方向でこれは国のほうも向かっておるんですけれども、やはりこれにかわる代替エネルギーとして再生可能エネルギーを今後進めていくというのが国の方針でございます。

その中で、今、議員言われたように、確かに環境、また、生活環境や景観、あと土砂災害、それらも含めて、やはりどのような形で市としても関与できるのか。今の場合、国のガイドラインは確かにあります。ただ、ガイドラインの中で法的に説明会なり関係の市町村、それらとの事前協議なり計画協議、そこまでは義務化されたものではございません。

そういう形の中で、今言われた3箇所についても私どものほうも問題は把握しております。それによって事業者のほうへも直接連絡も入れさせてもろてます。また、県においても事業者のほうへ連絡を入れて、もっと地域とのコミュニケーションを図るような形で進めるというような形で指導もいただいております。

和歌山県においては、今、全国レベルで県条例が制定されておるのが本県と兵庫県、この2県だけでございます。大変先進地というか先進例として、県としても条例制定していただいておりますけれども、やはり今後、問題としては、その50kw以上については県条例に引っかかりますので、これについては地元の説明会なり市への報告なりが入ってくるんですけれども、今現在、50kw未満については市のほうへも詳しい情報というのは入っておりません。これらをやはりどうにかしていかんというのが私ども、県と市とこれは同じ認識であります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、お聞きします。

条例の件でちょっと、そうしたらお聞きしたいと思います。お聞きしたいというか、私のいろいろ提案を含めた質問をさせていただきたいと思います。

条例等の制定に向け、現在準備を進めているという答弁がございましたが、早期制定実現に取り組んでいただけるように、くれぐれも要望したいと思います。

私が調べたところで、全国で103の自治体で太陽光発電設備設置条例等の制定をしているところがございました。

いくつか申し上げますと、茨城県古河市の条例は、地域住民及び近隣関係者への周知の範囲及び方法について、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。それと、当該事業に着手する日の60日前までに規則で定める事項を届け出て市長と協議しなければならないということを決めております。

茨城県日立市は、事業者は事業計画の初期段階で地域の住民や自治会、土地の所有者等へ周知を行ってください。必要に応じた住民説明会の開催、住民意見の把握、適切な住民

対応等により、地域住民との合意形成を図ることに努めてくださいとなっています。

さらに申し上げますと、私はこれはすごく参考になると思うんですが、この紀北の地域の岩出市です。岩出市では、事業者は住民説明報告書に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならないと書いています。一つは、近隣住民の範囲を示した地図と名簿、二つ目に、説明を行った事項及び使用した資料、三つ目に、事業計画についての近隣住民の要望及び意見、四つ目に、近隣住民の要望及び意見についての事業者の回答または見解といった、この4項目を市長に提出することになっています。太陽光発電設備設置事業届出書を市長に提出して協議を行わなければならないとまで書いています。協議によって合意が成立したときは、速やかにその合意の内容について市長と協定を締結しなければならない。さらに、事業者は工事着手届出書を市長に提出しなければならない。さらに、事業者は工事完了届出書を市長に提出しなければならない。こういった内容でございます。

私これ、さっき百いくつか言いましたが、いろいろ調べてみたんですが、感想としましては、岩出市の、これは条例じゃなくて指導要綱という名称になっているんですが、すごく、市長、市長と繰り返し市長に届け出を出さなあかんという内容になっているので、これは住民の意思が市長に届くということではすごくいい内容だと私は思っています。

この岩出市を参考に、住民の意思が必ず市長に届く内容の条例にしていきたいと私は思います。市長が事業者と協定を締結する、これも必ず条例に含めてほしいと思います。

これが私の条例への提案でございますが、今、検討中でございますが、市長、ご意見ありましたら、ちょっとおっしゃっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

今、条例を検討している最中でありまして、各市の状況等を見ながら、どういうふうなものにすればいいのか。岩出市の指導要綱になっているのは、条例をつくったところで規制はできない、つくってはいけないということは市で言うことはできません。そうすると、裁判をすれば必ず負けます。

私どもとしても、先日も県の環境生活部長ともお会いして、そして、県会議長にも、市会議長にも一緒に行っていただいて、県会議員にも一緒に行っていただいて、問題点の議論をしてきたところです。

やはり、これから一番問題になってくるのが、先ほど部長が答弁しましたように、50kw未満のところに対してどれだけの話をできるかということだと思います。メガソーラーという部分では県の条例でもう一定のクリアができるのかなというふうに思いますけども、例えば、あぜ道、里道を挟んで両方に土地がある場合、一体の土地と国はみなしませんが、49.5kw、49.5kwであれば別々、50kw未満というふうな見方をするというのがFIT法の関係でもありますので、これからこの条例につきましても、規制はできないので、いかにして住民の皆さんの話を聞くとか、そういう、ある程度の開発に時間をかけさすようなことになるのかなと。規制はできません。特に、電気事業法の関係で50kw以下はなかなかその部分に手をつけていくのは難しいというふうに考えています。

私、もう一つ不安に思っているのは、太陽光発電が、もうもうけて、もうこれでやめようと言うたときに、実際に撤去してくれるのかなというような話も県とも話をさせていた

だいています。実際に、じゃ、バイバイと言われたら、それ誰が撤去するのよと。土地所有者がするのか、その会社がするのか、そのまま放っておかれたときに、どういう撤去をしていくのかというような、ただ単に設置の規制をするだけでは非常に難しい。

例えば10年先、それがどうになってしまうのかというふうな議論もこれからしっかりしていかないといけないと思っていますし、県議会議長にもこういう困った問題がありますよというのを話させていただいて、メガソーラーの条例としてはいいと思いますけども、50kwと書いたときに、この49.5kwという、以下のものが出てきたときに少し難しい問題が起こってくるのではないんですか、こういう里道を挟んでいる土地は一体としてみなさんの、それはおかしいんじゃないかというふうな、結構さまざまな問題があると思います。

逆の立場で言うたら、土地の所有者、逆にこの土地どないもしょうがないから、事業者に貸したいというふうな方もおられるわけなので、その辺の両方の話もうまく聞きながら、条例制定に向けて一番いい方法は何なのかというのをやっぱり議論する必要があるのではないかなというふうに思っています。

ただ、県にも言うたんですけども、これで行けば、自然エネルギーが確保できるかわりに環境破壊につながるという部分も十分ありますよという議論をさせていただいてきています。

条例の中身と言われても、これからどういうふうにしようかということを考えています。そういう中で、あらゆることを想定しながら、岩出市の要綱も非常にいいものだと思いますし、それが条例で決めることができるのかというふうなことも研究をさせていただいて、

できるだけ早いうちに制定をしていきたいというふうに考えています。

ただ、私はまだ次の後の問題を心配しています。今もう恐らくぎりぎりのところだと思うんです、収益的には。その中で、10年たつて、もうやめようと思ったときに、そのもうけた利益が撤去費で飛んでしまう可能性もあります。そういうときに、果たして事業者がきちんと撤去をしてもらえるのか、そういうふうなこともこれから国のほうへも、県のほうでは意見書を上げていただくような話もさせていただいていますので、市としても逆にこのFIT法の問題については、また世耕大臣にお願いせなあかんのかなと。経済産業省のほうへも、こういう問題はどうかですかというふうなお話もさせていただいて、地域の環境破壊につながらないような努力をしていきたいと思っています。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）はじめに私も申し上げましたが、自然エネルギーの電力開発は将来的にぜひとも必要なことであります。地域住民に悪影響を与えるようなことのないようにしていかなあかんことは確かなんですが、だから、大いに自然エネルギーを開発していくことには私も賛成いたしております。

そこから出てくるいろいろな問題については、今、市長もおっしゃったように、今後のそういう問題が解決されるような内容で取り組んでいかなあかんと思いますので、ぜひともその方向で、条例も早期実施できるように願っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君の一般質問は終わりました。